

食品衛生法施行細則等の一部改正の概要

1 改正の趣旨

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の公布に基づき、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の一部が改正され、事業譲渡による営業者の地位の承継に係る規定が追加されたため、所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 規定の整備（第8条、第11条関係）

- ・ 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第70条の2に項が追加されたことに伴う規定の整備。（第8条）
- ・ 改正された法第56条第1項の規定により営業の譲渡により営業者の地位を承継し、同条第2号の規定によりその旨を届け出ようとする者が知事に提出しなければならない届出書の添付書類について定めるもの。（第11条）

(2) 様式の整備（第15条関係）

- ・ 改正された法第56条第1項の規定により営業の譲渡により営業者の地位を承継し、同条第2項の規定によりその旨を届け出ようとする者が知事に提出しなければならない届出書の様式に関し、国が別途通知（「営業許可申請・届出等に関する様式、記載要領及び添付書類の取扱いについて」の一部改正について」令和5年9月29日付け健生食監発0929第1号厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長通知）で示す様式に合わせて定めることとした。

(3) 規定の整備

- ・ その他、文言の整理等所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和5年12月13日